

## 議案第2号

### 木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月26日提出

木津川市長 谷口 雄一

### 提案理由

令和7年8月7日の人事院勧告により、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）」が令和7年12月24日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第4項において「運賃等相当額」という。</u>）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>以下「運賃等相当額」という。</u>）。<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出</u></p>

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である

職員 7, 300円

エ 使用距離が片道15キロメートル  
以上20キロメートル未満である職  
員 10, 400円

オ 使用距離が片道20キロメートル  
以上25キロメートル未満である職  
員 13, 500円

カ 使用距離が片道25キロメートル  
以上30キロメートル未満である職  
員 16, 600円

キ 使用距離が片道30キロメートル  
以上35キロメートル未満である職  
員 19, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル  
以上40キロメートル未満である職  
員 22, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル  
以上45キロメートル未満である職  
員 25, 900円

コ 使用距離が片道45キロメートル  
以上50キロメートル未満である職  
員 29, 100円

サ 使用距離が片道50キロメートル  
以上55キロメートル未満である職  
員 32, 300円

シ 使用距離が片道55キロメートル  
以上60キロメートル未満である職  
員 35, 500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員 前号の額に100分の50を乗じて得た額

(4) 第9条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。） 第2号の額から同額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給  
単位期間につき、5,000円を超  
えない範囲内で1か月当たりの駐車  
場等の料金に相当する額として規則  
で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通  
勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の  
月数で除して得た額(以下この項におい  
て「1か月当たりの運賃等相当額」とい  
う。)が150,000円を超える職員  
の通勤手当の額は、支給単位期間につ  
き、150,000円に支給単位期間の  
月数を乗じて得た額(その者が2以上の  
交通機関等を利用するものとして当該運  
賃等の額を算出する場合において、1か  
月当たりの運賃等相当額の合計額が1  
50,000円を超えるときは、その者  
の通勤手当に係る支給単位期間のうち  
最も長い支給単位期間につき、150,  
000円に当該支給単位期間の月数を  
乗じて得た額)とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定  
める通勤手当にあつては、規則で定める  
期間)に係る最初の月(当該月に通勤手  
当を支給することが困難な場合として規  
則で定める場合にあつては、その翌月)  
の規則で定める日に支給する。

3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定  
める通勤手当にあつては、規則で定める  
期間)に係る最初の月の規則で定める日  
に支給する。

<p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>
<p><u>7</u> この条において「<u>支給単位期間</u>」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等及び<u>駐車場等</u>に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。</p>	<p><u>5</u> この条において、「<u>支給単位期間</u>」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。</p>
<p><u>8</u> (略)</p>	<p><u>6</u> (略)</p>

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。